

令和3年度

鳴門市不妊治療費 助成事業のお知らせ



不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を、「徳島県こうのとり応援事業」に上乗せして助成します

●対象者 次の要件を全て満たしている方が対象となります

①徳島県こうのとり応援事業の承認決定を受けていること（特定不妊治療の費用が県事業の助成額を上回っている場合のみ）

※「徳島県こうのとり応援事業」の対象者の要件は次の通りです

- (1)治療開始日現在、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にあること
- (2)申請日現在、夫又は妻のどちらかが徳島県内に居住していること
- (3)特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されたこと
- (4)徳島県又は各都道府県・指定都市・中核市が指定した指定医療機関で特定不妊治療を受けたこと

②夫婦の一方が申請日より以前に1年以上鳴門市に住民票を有すること

※諸事情により夫婦の一方の住民票が無い場合でも、他の市区町村から特定不妊治療費の助成を受けていない場合は対象とします

③夫婦ともに鳴門市の市税等（市税・保険料・保育料を対象）の滞納がないこと

④治療開始日に妻の年齢が43歳未満であること

●申請方法

次の書類等を、鳴門市健康増進課へお持ち下さい

- | | |
|------------------------------|---|
| ①鳴門市不妊治療費助成事業申請書 | ⑧銀行などの口座番号がわかるもの（申請者本人名義の口座） |
| ②徳島県こうのとり応援事業承認決定通知書 | ※下記に該当する場合は必要書類を提出してください |
| ③徳島県こうのとり応援事業受診証明書 | ⑨過去に不妊治療費助成事業の助成を受けて出産または死産をした場合（助成回数の変更の場合）該当する出生児または死産児の母子健康手帳の「表紙（保護者氏名が記入されていること）」及び「出産の状態」のページの写しまたは戸籍謄本 |
| ④特定不妊治療、男性不妊治療を受けた医療機関発行の領収書 | ⑩夫婦（事実婚を含む）の一方が鳴門市以外に住民登録している場合、その住民票 |
| ⑤戸籍謄本（※初回申請の場合） | |
| ⑥助成金請求書 | |
| ⑦印かん（シャチハタ以外） | |

※書類1・6は鳴門市公式ウェブサイトからダウンロードしていただくか、健康増進課の窓口でご記入ください

※書類9・10は、同一年度内2回目以降の申請の際、世帯の状況等に変わりがない場合は省略できます

●申請期限 治療の終了した日の属する年度内（3月31日）まで

- 県事業の決定通知書や医療機関の受診証明書の交付が間に合わなかった場合には、特例として翌年度の4月30日（土・日・祝を除く）まで申請可能とします。その場合は、必ず、事前にご相談ください。
- 年度末は、窓口が混雑しますので、早めの申請にご協力ください。



助成額・対象年齢・通算助成回数等は裏面を ➡

助成額・対象年齢・通算助成回数等

助成額

- ・特定不妊治療（全て医療保険適用外のものに限る）に要した費用から県の助成金を控除した額に対して、1回の申請につき10万円を上限として助成します。
- ・治療の種類（対象範囲等）は、徳島県こうのとりの応援事業と同じ、体外受精、顕微授精（以前凍結した胚の移植、採卵したが卵が得られず中止した場合を含む）及び男性不妊治療です。

助成回数

子ども一人あたりの助成回数 ※通算1回目の助成を受けた治療の開始日時点で妻の年齢が

- ・40歳未満の方……………通算6回まで
- ・40歳以上43歳未満の方…通算3回まで

※令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者となる

※令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数は6回となる

<< 助成回数の変更例 >>

過去に不妊治療費助成事業の助成を受けて出産または妊娠12週以降の死産をした場合、申請者の希望により助成回数の変更が可能となる場合があります。

1

過去に助成を受けた夫婦で
その後に出生または死産をした場合

妻40歳未満・通算6回可能な方

治療開始時、妻40歳未満



2

過去に助成回数が上限に達した夫婦で
その後に助成制度の利用によらない出生
または死産をした場合

妻40歳未満・通算6回可能な方

治療開始時、妻40歳未満

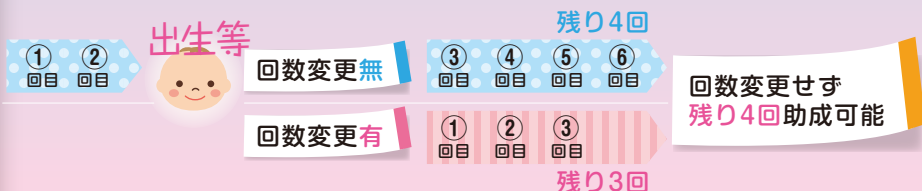


3

回数変更は回数変更により
受けられる助成回数が
増加する場合に行う

妻40歳未満・通算6回可能な方

治療開始時、妻41歳



お問い合わせ先

鳴門市 健康福祉部 健康増進課

電話:088-684-1049 FAX:088-684-1114

E-mail:kenko@city.naruto.i-tokushima.jp

〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜24-2

(鳴門市健康福祉交流センター1F)

